

## 上智大学ソフトテニス部 OB会 総会 議事録

日時；2018年5月27日（月） 12:10～12:50

場所；上智大学 2号館 406教室

出席者：別紙 「OB総会出席者リスト」

※ 当日は、男子部が関東リーグ8部-9部の入れ替え戦のため、男子部員及び男子部新監督は午前中は真田堀コートにて練習していたが、OB会総会は欠席。

### 1.開会宣言 -岸委員

### 2.会長挨拶 -水村会長

男子監督 原田前監督紹介

会員名簿精度 Up

今年度予算赤字計画 通信費の削減チャレンジ email address 整備

### 3.現役幹部紹介

<男子>

主将：佐藤君

外主務：大津君

内主務：舞木君

<女子>

主将：谷本さん

外主務：河村さん

内主務：貫井さん

### 4.新入部員紹介

男子部 5名

大久保秀一君、長谷川しおん君、竹内裕太君、田渕宏明君、田畠祐真君

女子部 3名

恩藏かれんさん、本田織咲さん、柿崎願さん

### 5.女子部スポーツ大賞受賞紹介

優秀クラブ賞

### 6.監督交代の報告

男子部監督が、原田周作氏から、竹内彰弘氏に交代したことの報告があった。

## 7.幹事紹介

名簿管理のルール策定途中との報告あり。

## 8.会則改定提案

会則及び附則の改定内容と趣旨の説明が会長よりあり、賛意を謀ったところ全員の賛同を得られ承認された。

## 9.OB 会活動結果と活動予定報告

加藤委員より報告（会報誌参照）

10.2017 年度会計報告と 2018 年度予算

岩渕委員より決算報告 承認 2018 年予算案説明 承認された。

## 11.現役の活動結果及び予定報告

## 12.水村会長より、ソフィア会のバッジ 販売 連絡と希望者募集連絡

閉会宣言

# 上智大学体育会ソフトテニス部OB会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会の名称は、上智大学体育会ソフトテニス部OB会とする。なお、上智大学体育会ソフトテニス部とは、設立母体である同好会軟式庭球部及び名称変更前の上智大学体育会軟式庭球部を含める体育会ソフトテニス部（以降「ソフトテニス部」）をいう。

### 第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図るとともに、現役への指導育成及び相互の親睦を通じて、ソフトテニス部の健全なる発展向上に寄与することを目的とする。

### 第3条 (会則)

本会の会則は、本則と附則により構成する。

## 第2章 活動

### 第4条 (具体的な活動内容)

本会は、会の目的を達成するため、主に以下の活動を行う。

1. 会員相互の親睦交歓
2. 現役の技術向上のための指導育成及び支援
3. ソフィア会や上智大学体育会OB会の活動との連携等、会の目的達成のために必要な活動

### 第5条 (事務局)

事務局は大学内に置く

## 第3章 会員

### 第6条 (会員の構成)

本会は、正会員と特別会員で構成する。会員は、亡くなったりまたはその資格を失った時点で退会とする。

1. 正会員は、卒業時に、ソフトテニス部に在籍した者及び在学中にソフトテニス部に一時在籍した者で、本人が希望し正会員からの推薦を受け委員会で承認した者
2. 特別会員は、ソフトテニス部部長及び現役が活動するうえで必要となる支援者

### 第7条 (会員名簿の管理)

本会は、個人情報に配慮して、会の目的のため会員名簿を作成の上適切に管理し、これを活用して効率的な会務の推進を図る。会員は、連絡先が変更になった場合は、幹事（第13条に規定）へ届けなければならない。詳細は附則に定める。

## 第4章 役員および委員

### 第8条 (構成)

本会は、以下の役員及び委員を置く。

1. 会長 1名
2. 監査役 1名
3. 委員 4名以上
4. 会計 2名

### 第9条 (職務)

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 監査役は本会の会務および会計を監査する。
3. 委員は、会計とともに委員会を組織し、本会の運営全般に関する会務を行うとともに、第4条に定める本会の活動を立案・実行する。なお会長不在時は、委員の中から1名を互選し会長を代行する。
4. 会計は、委員会に参画し、本会の会計事項に関する会務を執行する。詳細は附則に定める。

### 第10条 (選任)

1. 会長は、正会員から前任会長が選任し、総会の決議を受ける。
2. 監査役は、会長がこれを任命し、総会の承認を受ける。
3. 委員及び会計は、正会員から年代別に互選し、総会の承認を受ける。詳細は附則に定める。

### 第11条 (任期)

1. 会長の任期は、4年とし再任は最長でも3期12年までとする。
2. 監査役の任期は、2年とし再任は最長でも3期6年までとする。
3. 委員及び会計の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、同一職務での再選は3期6年までとする。後任者の就任までは職務を継続する。委員に欠員が生じた場合は、残りの任期に対して、会長が指名し補充することができる。

### 第12条 (監督)

1. 監督は、現役の技術的な最高指導者として、ソフトテニス部の発展に努める。
2. 監督が交代する場合は、前任監督が後任監督を選定し、総会で報告する。なお監督からの要請がある場合は、後任監督の選任に委員も協力する。

### 第13条（幹事）

- 幹事は、卒業年次を原則に会長から委嘱する。なお、任期を定めず、委員との兼務は妨げない。
- 幹事は、担当する年次の会員の連絡先を確認する。

## 第5章 委員会

### 第14条（委員会）

- 委員会は、第8条に定める役員及び委員で構成し、会の目的達成のために活動し、計画や結果を総会へ報告する。詳細は附則に定める。
- 会長は委員会を招集し定期開催する。なお必要な場合に臨時委員会を招集することができる。
- 監督は、委員会に出席することができる。

### 第15条（委員の活動）

委員は、会務にかかる担当職務において、委員会の活動を隨時推進する。

## 第6章 総会

### 第16条（位置づけ）

総会は、本会における最高決議機関とする。

### 第17条（開催）

総会は、年1回とし会長が議題を付記した案内にて会員全員を招集する。詳細は附則に定める。

### 第18条（決議・承認）

- 総会において、会則（本則）の改定、会長の交代案について決議する。
- 総会において、会則（附則）の改定・委員交代案・監査役案・活動結果・決算報告・活動予定・予算案、その他本会の運営に関する重要事項に関する提案を承認する。

### 第19条（報告事項）

総会において、監督の交代・会員関連情報・現役情報・大学情報・年間活動日程及びその他本会の運営に関する事項について、報告を受ける。

### 第20条（総会結果の共有）

総会での決議・承認・報告された事項は、全会員が共有可能にする。詳細は附則に定める。

## 第7章 会計と監査

### 第21条（会費）

正会員は、本会の定めた会費を納入する。会計はそれを受領し管理する。詳細は附則に定める。

### 第22条（寄付金品等）

会計は、寄付金品の提供があった場合は、それを記録する。なお、使途は委員会にて決議するが、提供者から使途の指定がある場合はそれに従う。

### 第23条（予算と会計年度）

- 委員は活動計画に沿って予算を検討し、会計は、年間の予算案を作成する。
- 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

### 第24条（決算と監査）

会計は会計年度にて決算をまとめるとともに、総会前に監査役の監査を受ける。

### 第25条（予算外の支出）

会計は、予算外の支出には、会長の承認を受ける。なお、会長は、委員会及び総会においてこれを報告する。

## 制定および改定の記録

	決議日	概要
制定	1983年6月1日	新規制定
改定	2017年5月28日	創立50周年を期に大幅改定
改定	2018年5月27日	監督からの要請を受け、連携を深める

## 上智大学体育会ソフトテニス部OB会会則附則

### 1. (附則と改廃)

会則に定めのない事項は附則に定める。なお附則の改定は委員会で決議し総会の承認を受ける。

### 2. (会員名簿の管理と連絡)

(1) 会員名簿は、幹事等からの情報を委員が受け、更新・管理し、**会務の運営の為だけに使うものとする。**

(2) 会員への連絡は本人の承諾を得たうえで**原則としてメール等**を使用する。葉書や封書での**郵送は、順次廃止する。**

### 3. (会員の慶事弔事)

会員の慶事には、原則として対応しない。会員本人の弔事は会員名簿に反映するとともに、原則として会長名で弔電対応をする。

### 4. (委員の職務)

委員は、主に以下の職務を遂行する。

(1) 委員会に参画し担当する会務を推進する。

(2) 年間活動計画を作成し実行するとともに結果を総会にて報告する。

(3) 会員名簿を随時改廃し適切に管理する。

(4) 委員名簿を作成し、その任期を管理する。

### 5. (会計の職務)

会計は、主に以下の職務を遂行する。

(1) 会の予算を立案し総会に諮る。

(2) 会務にかかる支払いを管理し決算報告をまとめる。

(3) 監査役からの監査を受け、総会において報告し承認を受ける。

### 6. (委員の選任)

委員は、幹事を中心とした各世代の正会員の中から互選する。なお委員会は、各世代間のバランスや男女の比率に配慮し、いわゆる委員数の枠決め作業を事前に行う。

### 7. (委員会)

(1) 委員会は、会長・監査役・委員及び会計で構成し、議長は会長が務める。なお、会長が欠席する場合は代行が参画する。議事録を作成し、共有する。

(2) 委員会は会の目的を達成するため、主に総会の議題を決め、決議事項を提案し、承認事項を決議し、報告事項を確認する。また、総会の資料等を準備する。

(3) 委員会は、総会のほか原則として秋、冬及び春の年3回の定例開催とする。

(イ) 秋は、主に当年度活動の報告を行うとともに、現役との意見交換を行う

(ロ) 冬は、主に次年度の活動方針を検討する。

(ハ) 春は、総会に向けて会計と活動結果のまとめとともに、現役との意見交換を行う。

### 8. (総会)

(1) 総会は、オールソフィアンの集い（ASF）の開催に合わせ毎年定期開催する。

(2) 議事進行は会長が行い、議事録を作成し保管するとともに、概要是HPにて閲覧可能とする。欠席者が資料を必要とする場合は、委員に依頼する。

### 9. (会費)

(1) 会費は、年間一人5000円とし会計が徴収する。自動振込の利用を促進する。

(2) 会費の変更は、総会の承認を受けるが、特別行事等の目的で臨時徴収する場合は委員会にて決議する。

(3) 未納付額を遡って徴収することはせず、未納者も、従来通り継続して会員名簿に登録する。なお、会長は会の活動への理解を広げるなどで、未納者を減らす努力を継続する。

### 制定および改定の記録

	決議日	概要
制定	2017年5月28日	本則の大幅改定に合わせて新規制定
改定	2018年5月27日	名簿関連、文言明確化

## 【新幹事紹介】

昨年大幅に改定した会則にて、幹事を以下のように定めました。

「幹事は、卒業年次を原則に会長から委嘱する。なお、任期を定めず、委員との兼務は妨げない。幹事は、担当する年次の会員の連絡先を確認する。」

これに沿って、以下の 16 名に幹事役をお願いしましたので、お名前を紹介します。

今後は、名簿担当の岸委員とともに、名簿の管理に協力をしていただくことになります。

会員の皆様におかれましては、連絡先やメールアドレスの変更があった場合には、速やかに担当の幹事さんあるいは名簿担当へ連絡をお願いいたします。

ソフトテニス部幹事 年代別担当表

男子		
担当卒年	幹事名	名簿掲載人数
42～46	塩塚 健児	18
47～49	津川 治	18
50～52	村上 敦	19
53～55	大岩 潔	16
56～59	細野 健二	27
60～H2	玉井 一彦	26
H3～H7	牧本 光夫	19
H8～H13	原田 周作	23
H14～H21	橋本 泰久	18
H22～	竹内 彰弘	20

女子		
担当卒年	幹事名	名簿掲載人数
45～51	佐渡 郁恵	36
52～55	入江 令子	35
56～61	岩淵 佳子	14
62～H7	宇田川 由美	22
H8～H17	樋口 詠子	26
H18～	竹原 恵	20